

## 「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成25年2月5日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室(新館10階)

### 参加者等

司会者	佐々木	一 夫	(千葉地方裁判所刑事第3部判事)
裁判官	林	啓治郎	(千葉地方裁判所刑事第3部判事)
裁判官	小 川	一 希	(千葉地方裁判所刑事第3部判事補)
検察官	木 下	武 彦	(千葉地方検察庁検事)
検察官	渡 邊	由香里	(千葉地方検察庁検事)
弁護士	東	耕 三	(千葉県弁護士会所属)
裁判員経験者	1番	男	
裁判員経験者	2番	男	
裁判員経験者	3番	女	
裁判員経験者	4番	男	
裁判員経験者	5番	女	
裁判員経験者	6番	男	
裁判員経験者	7番	男	
裁判員経験者	8番	女	

### 議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】 私，刑事第3部で裁判長をしております佐々木と申します。本日の司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず，この会の趣旨から，簡単に説明させていただきます。御承知のとおり，裁判員制度は平成21年の5月から始まっておりまして，もう数か月で丸4年を迎えようとしております。この間，全体としてはおおむね順調に運用されていると，また，国民の皆様からの理解をいただいているというふうに言われておりますけれども，一方では，審理の内容が年々理解しにくくなってきているのではないかというような指摘もあるところです。

そんなこともありまして，裁判員を経験された皆様方から率直なところをお伺いしまして，今後の制度の運用あるいは公判審理のあり方を検討する上で大いに役立たせていただきたいということで，このような会を開かせていただいているところであります。

本日は，この千葉で特に多い覚せい剤の密輸事件，これを担当された皆様方にお集まりをいただきました。お忙しいところをお集まりいただきまして，誠にありがとうございました。今後も密輸事件は多く千葉では審理が見込まれております。皆様からの忌憚のない御意見をいただきまして，今後の審理に生かしていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて，本日の進行ですけれども，席上に大まかなところを書面にさせていただきます。また，話題事項ということで事前に送らせていただいていると思いますけれども，それに沿って進めていきたいと思っております。

では，早速ですが，1の自己紹介あるいは全体的な感想ということで始めさせていただきます。まず，同席をしております検察官，弁護士，それから裁判官から簡単に自己紹介をさせていただきます。

その後、裁判員経験者の皆様方からは、御自分の担当された事件がどんな事件だったのかということを中心に簡単に触れていただきながら、裁判員を経験されてどんな感想をお持ちになられたか、全体的なところを最初に伺えればと思っております。

では、まず私からになりますけれども、刑事第3部で裁判長をしています佐々木と言います。昨年4月の転勤で千葉にやってきました。千葉ではこれまで15件ほどの裁判員事件を担当してきましたけれども、何の因果か、あるいは偶然だと思うんですけど、そのうち12件が覚せい剤密輸の事件でした。

覚せい剤密輸といってもいろんな事件がありますし、いろんな被告人がいるわけですが、こうやって多くの事件を担当していると、逆にそういうものに慣れてしまって、審理あるいは評議といったものに配慮が欠けているのではないかと、というところを自分自身で不安に思っているところです。

今日のこの会で皆様方からいろんな御意見をいただいて、それをしっかり胸に刻んで、また今後の仕事に生かしていきたいというふうに思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に裁判官から自己紹介を続けてさせていただきます。

【裁判官林】 刑事第3部で右陪席をしております林啓治郎と申します。よろしくお願いいたします。

昨年4月から千葉の刑事部で裁判員を担当しております。裁判官になってからは昨年丸10年がたちまして、ちょうど密輸の事件をしている評議の最中でしたでしょうか、そろそろ判決だという時期に丸10年を迎えまして、裁判員裁判と自分の10年間で、何て言いましょか、印象深いといいましょか、裁判員裁判が思い出されるという気持ちでおります。

裁判員では評議を担当することも多いですので、今日の皆様のお声を今後

の裁判員裁判に役立てていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【裁判官小川】 刑事第3部で左陪席を務めています小川一希と申します。本日は皆さんの忌憚のない意見を伺いながら、今後の職務に生かしていきたいなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【検察官木下】 検察官の木下と申します。よろしく申し上げます。

私は一昨年の6月から千葉の検察庁で勤務していて、千葉ではおおむね2年間勤務しております。裁判員裁判を主に担当しておりますが、数はあまり数えていないんですが、30件ぐらい、もう少しはやっているかなという感じでした。

今回、覚せい剤密輸事件を皆さん経験されたということで、私自身、日々事件をやっている中で、なかなか理解するのが難しい事件だなというところを考えていて、できるだけ分かりやすくとは努めているんですけども、今日、皆さんの率直な意見をお聞きして、今後の執務に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【検察官渡邊】 検察官の渡邊由香里と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私は昨年の4月に千葉に赴任してまいりました。刑事第3部の裁判に立会しているということもありまして、先ほど裁判長からお話があったとおり、10件余の密輸事件に関わったという記憶です。

密輸事件を担当するのが千葉に来てから初めてのことでしたので、検察官の私自身もなかなかなじみがない事件です、正直なところ。なので、皆さんがどのように密輸事件について感じられたかというところを今日はいろいろ聞かせていただきたいと思いますと思っております。

経験者の方のアンケート結果を見させていただいても、検察官の立証が分かりにくかったという方も中にはいらっしゃるみたいですので、そういった

点，立証が分かりづらい点があれば，率直な意見を聞かせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【弁護士東】 千葉県弁護士会の弁護士の東といいます。きょうは皆さん，お忙しいところをありがとうございます。

私は弁護士として今7年目なんですけれども，裁判員裁判の経験といたしましては，覚せい剤密輸事件として4件，またその他の事件，弁護人として4件，また被害者の方から関わった事件として6件ほどございまして，多分これで合っていると思うんですけれども，十四，五件ほどの経験がございます。

普段，私たち弁護士は皆さん裁判員からの視線を浴びながら，どのように考えておられるんだろうというふうに考えながらいつも訴訟活動を行っているんですけれども，判決という形でしかそれが分からないところがあります。今日このように直接お話をお伺いできるというのは大変貴重な機会だと考えておりますので，率直なところをお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

【司会者】 それでは，続きまして皆さん方からも自己紹介をお願いしたいと思います。1番の方からお願いします。

【1番】 私は，平成23年11月に覚せい剤取締法違反の裁判員裁判に参加しました。

そのときの感想は，ざくっというと，最初，初めて参加させてもらって，勉強のつもりで来ているんですけれども，そのときに専門用語というんですか，そういったものが飛び交うところで，それを質問する場というか，そういったものが欲しかったような記憶があります。

というのは，舞い上がってしまっていて，入ってくると緊張してしまっていてね，私たち。2回目の辺りだと慣れるんでしょうけれども，初めて来て，こういったものをテレビ以外で見たことがありませんので，こういった雰囲気で行

っているかは分かるんですけど、言葉は確かに専門用語が強いので、1時間ぐらいでもちょっと教えてもらいたかったかなという気持ちがあります。

内容的には、覚せい剤を密輸してどうのこうのという審理の部分では、言葉を追い掛けていけばよく分かるんですけども、そこに専門用語が出てくるじゃないですか。それが、うんうんと詰まるというんですかね、そういうところがありました。質問することができないので。何でかという、恥ずかしさと、そういうことを言っているのかなという部分があるんですね、私どもの側としては。

感想的にそれが、1日目、2日目、3日目と流れていくと、大体こんなものだというのが分かってくるので、そうすると、なじむんですけど、1回目のとき、私たちが上がっているところのこの上がりを少しほどいてほしかったかなという感想を持っています。

とりあえずは以上です。

【司会者】 どうもありがとうございました。では、2番の方、お願いします。

【2番】 去年の11月終わりから12月にかけて、メキシコ人の女性が覚せい剤を体に付けてきて、税関で捕まったという件なんですけれども、相手が外国人だということと、それから被害者というのが全然見えないものですから、実感が湧かなくて、テレビやマスコミ等で聞いたこと、大体そういった流れかなというような感じなんですけれども、本当に実感の湧かない裁判だという感じがしましたね。

それで、裁判自体については、やはりそういう経験をさせていただいて非常にありがたかったというか、勉強になったというか、その後、何か裁判で誰々が刑が執行されるとか何とかという、より深く考えるようになりました。今までは他人事というか、そんな感じでしたけど、最近は一々考えるようになりましたね。やはり裁判員制度というのは、そういう意味では、私だ

けじゃなくて、これから多くの方が経験されていくと思うんですけれども、非常にいいことだと思いますね。

それと、裁判というものが公開というか、一般市民に分かってくるということはやっぱり必要だと思いますね。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。では、3番の方。

【3番】 去年の3月の初めに外国人の覚せい剤の裁判に関わらせていただきました。

秋ぐらいに裁判員の名簿に載りますよというお手紙が来て、それから選ばれるかもしれないので来てくださいというお手紙が来て、選ばれましたよって、段階を踏んで呼んでくださっているの、心の準備がすごくできたなと思います。

1日目は、何で自分がここに座っているのかなってすごく信じられない気持ちでいたんですけれども、裁判官の3人の方々がすごく軟らかい方だったので、ミーハーなんですけど、法服を着させてくださいとか、そんなところから始まったりして、裁判は全く別世界だったところから、私、小学生の子供がいるんですけど、学校で習っていることを、遠い世界のものじゃなくて、もっと身近なものなんだなということを感じることができたので、参加させていただいたのは本当によい経験になりました。

【司会者】 また後ほど具体的なお話を伺いたいと思います。どうもありがとうございます。では、4番の方、お願いします。

【4番】 一番感じたことは、私、年が70代です。それで裁判所に入ったら、ものすごく聞こえにくかったんです。「もうちょっとボリュームを上げてもらえませんか。」と言ったら、多少上げてもらったんですが、それでも聞こえにくかったんですね。あまり理解ができなかったことが第1番目。

それから、裁判員というものは、刑を何年何か月と決めるとこまで行くとは思っていなかった。被告人が要するに有罪なのか、無罪なのかということ

の判断ぐらいまでしか行かないんじゃないのかなと私は思ったんです。最初の説明でそういうのを聞き逃しちゃったのか、ちょっと分からないんですが、最初にそういうことを細かくはっきり我々に通じるように、説明してもらいたかったというのが今の感想です。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。では、5番の方、お願いします。

【5番】 去年の6月に外国人の覚せい剤の事件で参加をしたんですけども、裁判員に選ばれたということで、実際仕事もあるし、いろいろ日常的なこともあったりする中で、1つの経験だと思って参加させてもらったんですけど、途中経過だったりとか、評議の仕方だったりとか、全体的な流れとか、すごく分かりやすく説明していただいたりする中で、私は結局、最終的に量刑を決めるときになって、すごい不安になってしまっ

私なんかそういう刑を、人の一生じゃないですけど、何年も刑務所に入ったりとかするのを決めていいんだろうかとすごい不安というか、精神的にちょっと不安定になってしまっ

ほんと丸々1週間、裁判所に通ったりして、実際、自分の日常に戻ったときでもちょっと思い出したりして、時間がたてばそれなりに消化してきたという感じです。

【司会者】 量刑の難しさというところは後半の方でテーマになりますので、またその際にお話を伺いたいと思います。ありがとうございました。

それでは、6番さん。

【6番】 去年の9月に、日本人の覚せい剤の運び屋さんの裁判に参加させていただきました。



裁判をやってみての感想を率直に述べると、あまりにも淡々と事が運んで、言葉はちょっと悪いですけど、出来レースみたいな感じで、ここに落としどころがあるのかなという感じがありました。

ただ、全体的な進め方に関しては、裁判官の方がすごくかみ砕いて説明してくださったりとか、あとディスカッションのときでも一個一個、的を絞って働き掛けてくださったので、そういう点では分からないというところはなかったんですけど、争点が運び屋の認識の問題、これが覚せい剤かもしれないという認識を証明しなきゃいけないという内容だったので、素人の私たちがあまり口出せるところもなかったし、淡々と終わったかなという感じはしました。

でも、今の実生活に戻ってみて、当時は仕事との両立とかで結構大変だったんですけど、貴重な経験をしましたし、当然、守秘義務で言える範囲ですけど、周りの人に話をするときとかでも、いい経験だなということで、少し勉強させてもらったのはありがたいと思います。以上です。

【司会者】 どうもありがとうございました。それでは7番の方、どうぞ。

【7番】 昨年10月の初旬、1週間ぐらいで外国人の覚せい剤の違反で携わりました。

感想といたしましては、この方は、というのは要するに被告人ですけども、覚せい剤を日本国に持ち込んだという、その事実の確認と、それからその人が取った行動の一連の事実とか、そういうものを分析して行って、割り出していくんだというプロセスなんですけれども、私がちょっと困惑していたのは、その被告人に関わっている人、主に外国人同士とか、あるいは日本人、これが図式的に一覧になっていけば、もっとみんなが早い時間の範囲で共有できる。そういうふうに工夫すればもっと分かりやすいのになというのが1点。

それから、やはり外国人ですから通訳を二人、いわゆる2か国から出まし

たので、ものすごく時間が掛かるんですね。先ほどおっしゃっていましたが、声の大きい小さいもありますし、語尾なんか聞き取りにくいことがあったりします。そういった面でちょっと何回か、「もう1回言ってください。」とお願いしたこともあります。

そういうことと、それから進行していく間に、だんだんだんだん核に入っていきますから、細かい具体的な。そうすると、自分はこのことを追及して行って、自分の意見をまとめるんですけども、あまりにも小さいところへ入って行ってしまうので、はっと自分でこの裁判は何の裁判だったかと自問自答している部分が結構あるんですね。

そのとき、この外国人が罪を犯したことの前提に、原点にできるだけ自分で帰れる、出発点に戻ろう戻ろうとすごい努力をしていたんです。でないと話がぼけてしまいますし、その辺がまだ経験がないものですから、そういった部分で非常に自的に整理しながら論じていくというのが難しいことだなと思いながら、そんな印象というか、感想ですね。以上です。

【司会者】 どうもありがとうございました。それでは8番さん、お願いします。

【8番】 私は去年の12月の初めの裁判で、被告人が日本人女性ですが、知的レベルに問題がある若い女性の裁判でした。

そういうことも初めての経験で、ほんとに今まで皆さん1番の方からずっとおっしゃってこられたことは、私も本当に同じような気持ちを思っていましたので、うんうんと一つ一つうなずきながら聞いていたんですが、裁判中というのは毎日が非日常的で、全く自分とは無関係の事件で、テレビでよく見るのは殺人とかなんですけど、麻薬とかいうのは全く周りにもいないし、裁判所に足を踏み入れたのも初めてだったので、すごく気持ちが、いい意味なんですけど、高揚した毎日だったんですね。

そこに来て、年齢、性別、それから生活環境の違う人たちが集まって、毎

日事件を話すんですけど、すごく裁判官の方たちが、先ほどの方もおっしゃっていたんですけども、ほんとに軟らかくて気さくだったので、私は一つ一つが納得いかないに進めないたちなので、分からないことは何でもその場で聞いてしまえたところがありましたので、毎日通ってくるのがとてもいい意味で本当に高揚していて、頭をフル回転しなくちゃという非日常的な部分を持てた期間だったんじゃないかなって思えます。

【司会者】 どうもありがとうございました。

皆様方から自己紹介がてら全体的な感想をいただきました。では、ここからはもう少し具体的な中身に入っていきたいと思います。

まず審理の内容ですね。法廷で行われました公判審理、この中身についてのどのような感想を持たれたか、あるいはどのような意見を持たれたのかということをお伺いしたいと思います。

法廷での出来事でもいろいろな場面があったかと思います。検察官あるいは弁護人が事件の説明、「冒頭陳述」なんていうふうに、先ほど専門用語というお話がありましたけれども、この事件はこういう事件ですよという説明をしていたところ、あるいは一番最後に証拠調べが終わって、検察官はこうだというふうに考える、あるいは弁護人はこうだというふうに考えるという説明を当事者がしていた部分があったかと思います。

そういうところをお聞きになられて、分かりやすかったのか、あるいはすごく分かりにくいところがあったのかというところ、何か御感想、御意見をお持ちになられた方がいらっしゃいましたら、まずその部分から入っていきたいと思うんですけども。いかがでしょうか。

【1番】 先ほどの私の意見と同じなんですけれども、理解は大体、私の場合にはできました。ただ、専門用語的な要素がとにかく邪魔するもので、例えば今言った「論告」ってあるじゃないですか。これは普通の言葉で言うとなんて言うんですか。普通に僕たちが仕事をやるときに「論告」というのは…。

【司会者】 一般的に「論告」というのをどう言うのかということですか。

【1番】 はい。

【司会者】 日常的に経験されている中で「論告」というようなものが何かあるかどうかということなんですけど。手続の名称ですから、どうしても専門用語という感じになっちゃいますよね。

【1番】 そうすると「論告」というのがどこに当てはまるか分からない。要するに、私たちが会社の会議で話をするときに、例えば書類をまいて、書類について打ち合わせしていくじゃないですか。あるいはこれについてどうだとか。そのときに、「求刑」というのは刑を求刑するわけですよね。要するに簡単なふうに言っているんですけども、流れの中にこの言葉を把握することが、内容は把握はできるんですけども、「論告」という言葉、どこの部分を言えばいいのか、私ちょっと分からないんですよ。申し訳ないんですけど。頭が悪いのかもしれませんが、ほんと分からないんです。「論告」ってばって言われたときに、どこのことを、書類あるじゃないですか、いただいたもの。どれをしゃべれば……。教えてください。

【司会者】 証拠調べでいろいろな手続、証拠資料を提出したり、証人あるいは被告人から話を聞いたりして、全部そういう手続が終わった後に、さて、この事件はこういう事件ですよ、証拠に基づくこういうふうな事件だというふうに言えますよというふうに検察官がまとめをするといいますか。その上で、こういう刑が妥当だというふうに検察官が意見を言うというのが、法律的、専門的には「論告求刑」と言うんですよね。

【1番】 ああ、はい、分かりました。

【司会者】 しかし、そういう専門用語一つ一つ取り上げて、裁判官とか検察官、弁護士さんたちは普通に使っているけれども、一般的にそういうこととは関わっていない方々にとっては、何だこれはというところから入ってしまうということですね。

【1番】　そうですね。「論告」というのは、今おっしゃってくれたここまでかなということですね。全体の流れのことを言っとるんですかね。

【司会者】　いえ，一番最後の部分。

【1番】　理由を言っていきますよね。

【司会者】　そうですね。こういう証拠がありましたから，こういうふうに言えますよねというふうに。

【1番】　皆さん分かるんでしょうが，私ちょっと，どこのことをしゃべっているのか分からなくなるんですね。

　　というのは，何でかというのと，しゃべっているうちに自分が何しゃべっているか分からなくなっちゃうんですよ，私たち。頭のいい人たちは，度胸座ってる人は，ぱっとしゃべれるんでしょうけどね。要するに，しゃべってるうちに話題が変わっていっちゃう。頭の中で変わっていっちゃう。

　　御飯食べながら打ち合わせするじゃないですか。そういったときに，論告についてもわーっとしゃべると，非常に意見がまとまりやすいというか，硬くなくて普通になじむというか。

　　だから，何番目かの方がおっしゃったんですけど，まとめる方に応じて頭が軟らかくなってしゃべりやすいんですね。ぱっと，ふわっと出てくるというか。がちっと固められると・・・。

【司会者】　段取りつけて一つ一つ説明を聞いていくよりは，何か場の雰囲気・・・。

【1番】　それは当然ありますね。そのときに聞いていって，確認していったら，しゃべるんですけども，しゃべったときに，硬い言葉でしゃべらなくちゃいけないんじゃないかというイメージがあるじゃないですか。

【司会者】　そういうイメージもあるんですか。

【1番】　ありますね。それは聞いてみたら分かりますけど，ぱっと答えられる人はいいですけど，どうやってしゃべったらいいのかなってなること

があるんですね。それがお弁当を食べているとき、普通の言葉で、今言ったように、はらっと出る。そうすると、ああ、こうなんですねとまとめてくれたりしてくれましたね。

だから、それについて、何言っているかまた分からなくなったけど、理解ができましたかというところ、非常に理解しづらい部分と、自分に基づいて流れを作っていくことをちゃんとやっていけば、よく分かったかなと思いますね。

【司会者】 ありがとうございます。ほかの方、いかがですか。

検察官や弁護人が法廷で一番最初に事件について説明をしている。あるいは一番最後に、証拠調べに基づいてこうですよ、あるいは何年が妥当ですよというふうに一種のプレゼンと申しますか、そうしている部分があったと思いますけれども、こういうところが自分の事件は分かりやすかったとか、こういうところが分かりにくかったんだけどというような、そういう御意見、御感想はございますか。

【6番】 私が担当させていただいた件は、被告人が一番末端の人で、組織があって、一緒に覚せい剤を運んだ人、飛行機と一緒に乗って空港まで持ってきた人、その上の上位者の人、要は指示した人、更に上の上位者、こちら辺りまでは名称が分かって、裁判の内容としては挙がっていました。

その先はもっと組織が大きくなったり、海外に飛んだりして分からないんですけど、その中でも一番の末端の人の認識の問題というところで裁判が進んでいったんですけど、最初の方は理解できたんですけど、途中から検察官の方がいろいろ証拠に基づいてお話ししているときに、個人的な感覚で話すと、何かすごい回り道してるなという、何で今その説明をするんだろうと。

例えば、すごい重なっていて、その時間というのはちょっと自分の中でメモを取るのを忘れちゃっていた時間なので、最終的には共謀していたということを証明するために説明してくれているんだな、証明しているんだなと分かったんですけど、その都度その都度、こんなの裁判じゃあり得ないかもし

れないですけど、これからこれについて証明しますというふうになれば、もうちょっと事件の全体像が見えて、自分の頭の中も突っ込めたかなと。最終的にはつながったので、ああ、なるほどになったんですけど、途中がちょっと抜けちゃっていたなというのは、少し分かりにくかったところではありました。

【司会者】 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

先ほど7番の方、関係者の図式があればというお話でしたけれども、例えば、先ほど言いました最初の事件の説明であるとか、一番最後のところでそういった関係者の図式を使ったような説明というのは、検察官や弁護人からプレゼンというのはなかったんですか。

【7番】 いわゆる文章で全部持ってきてまして、それを共有してやるわけですから、図というのはありましたが、本当に各論の一部の中にあっただくらいですね。そんな感じでした。

おっしゃったように、全体像をつかむのは、人の関わり、あるいは誰が何をやったかという、そういうものが一覧で見えるといいのかなと。

【司会者】 ありがとうございます。ほかには。

【3番】 私は検察官の方がおっしゃっていたことはすごく分かりやすかったです。段階を踏んで話をしてくださっていたので分かりやすかったんですけど、弁護人の方がおっしゃっていた方がよく分からなくて、それは評議のときにも裁判長にお話ししたんですけど、私のときはナイジェリア人の男性だったので、性別も自分と違いますし、ナイジェリアと言われて、えっ、どこだっけ、アフリカのというところから入ったので、被告人の方に感情移入して話を聞くことが結局すごく難しかったのと、無罪じゃないよねという頭で聞いてちゃっていたから、もしかしたら弁護人の方がおっしゃっていたことがよく分からなかった。でも、それは仕方がないことなのかなって気はします。

【司会者】 弁護人はどうしてこの被告人が無罪になるのかということについての説明が少し足りなかったんですかね。どういう理由で無罪だというふうに弁護人が言っているのかということ、あまり理解がしにくかったということですかね。

【3番】 おっしゃっていることは分かるけど、でも普通に考えたら、知らないでやったとか、だまされたとかおかしいなって。塊をかまないで飲み込んで日本に持ってきちゃいましたという事件だったんですけど、普通に考えたら、その重さを飲むということは、その時点で悪いことをしているという認識はないのかなって。最後「ごめんなさい。」と言ってくださったんですけど、でもやっぱり、言い訳じゃないけど、いろいろ言ってくださっているんですけど・・・。

【司会者】 その被告人の言っていることが、彼が罪に問われないで済むということと結び付きがどうもまくつかなかったということですかね。

【3番】 そうですね。その辺がうまく理解できなかったです。

【司会者】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

判決はもう見させていただいているんですけども、5番の方が担当された事件で、法律的に何か難しい主張とか出てきませんでしたか。緊急避難とか期待可能性という法律用語が出てきていたという記憶はありますか。

【5番】 それって難しいことですか。

【司会者】 そこは検察官とか弁護人の説明を聞いて、ずっと理解できたということですか。

【5番】 はい。

【司会者】 そこであまり苦労はされなかった。

【5番】 はい。

【司会者】 ほかにいかがでしょうか。検察官のこういう工夫がすごく理解しやすかったとか、あるいは逆にこういうところがもう少しあると、もう



少しよく理解できたのにというような。

【4番】 証拠を見せてくださった。ただ、証拠をぼんと出しただけで、これが証拠ですよというならば、被告の人も、いや、私は分かりませんという話になると思うんですが、これを要するに体の中に付けた、股の方にも入れて持ってきたというようなことを説明しました。我々も、証拠だと言われても、こんなの証拠になるんかと思ったんですが、そういう、ここに付けました、ここに付けましたとなれば、ああ、なるほど、こうやって持ってきたんだなという証拠らしさが分かりました。当然今までもそれはやってきたんでしょうが、我々裁判員としてはそういう疑問もはじめの頃あったんですが、それがよかったなと私は思っております。そういう運び方もちゃんとしてくれたんですね。

【司会者】 単に証拠を出すだけじゃなくて、それをどういうふうに運んできたのかということについてもきちんと説明がありましたか。

【4番】 そうですね。で、その証拠物件を我々にも触らせてくれたんですよね。だから、ああ、なるほどなと思って。

【司会者】 それでいろいろ実感できる場所があったということですか。

【4番】 はい。

【司会者】 ありがとうございます。

若干、証拠のことについてもお話が出てまいりましたので、少し話を進めまして、今出ました証拠ということでは、法廷で証拠の書類、写真であったり、あるいは図面であったり、今出た証拠物そのものであったりというものもありますし、証人が出てきて証言をする、あるいは被告人が話をするというような場面もあったかと思えます。こういう場面を思い浮かべていただいて、何か御感想、御意見等があれば、お伺いしたいと思えます。

こういうところはすごく工夫があって理解しやすかったとか、あるいはこういう証言というのはすごく理解しにくかったとか。先ほど通訳が聞きづら

いというところですか、そういう話もありましたけれども、いかがでしょうか。

【7番】 モニター画面にメールが添付されるんです、ばーっと。あれを見せられたって分かりません、正直言って。検察官の説明を聞いて、ああ、そういうことかと。言われて、なるほどと。でも、私たち素人から見て、あれだけの、ましてや英語じゃなくてヨーロッパ系ですから全然分かりません、現地の言葉を使われても。ああいうものが証拠として、ああ、これが証拠なんだなという程度。それを我々みたいに素人に見せられても、ああ、そうなのかと。そこら辺のところがありました。

【司会者】 情報量としては、ばーっとメールの画面が出て、その中で検察官が大事な部分だけを読み上げたというようなことですか。

【7番】 はい。それも日本語じゃなくて、生の文面そのままですからね。

【司会者】 生の言語のままのものが提示をされたということですか。

【7番】 そうです。チェコ語なんてさっぱり分かりませんし、そういう部分でちょっといら立ちがあったということです。

【司会者】 その辺はもっと工夫が欲しかったということですかね。

【7番】 そうですね。それをちょっと和訳していただいて、先ほど言われたように、図式的にその人物がこういうことを言っているというのをちょっとつけ加えていただいて、その人間がこの間にどういうリレーションしたかとか、その間に誰がいるんだとか全部分かるじゃないですか、図面化すれば。そうすると、すごくすっきりしているし。

【司会者】 ありがとうございます。ほかにいかがですか。今、御意見がありましたような、そういう証拠書類の調べ方、法廷での出し方、あるいは証言あるいは供述について。

【6番】 私のおときは、検察官の方が証拠1個挙がるごとに裁判員の方に向かってやってくれたので、ああ、ここは重要なんだなということはずごく

分かりやすかったと思います。

でも、裁判ってこういうものなのかなと思ったのが、証言、証人の人が空港の職員の方で、実際に麻薬、覚せい剤が入っているスーツケースを見付けて、被告人に最初に尋問した人が証言に立ったんですけど、それが1年前の話だったんですね。空港で捕まって。弁護士の方が証人に対して突っ込んでいたのは、そのときの間はどうだったんですかとか、被告人はおびえていましたかといったことをすごくしきりに突っ込んでいたんですけど、私たち一般人の感覚からして、1年前のそのことを覚えているかなというのはすごく不思議に思って、こういうものなのかという感じで最後終わりましたが、そこは率直に疑問に思いました。

【司会者】 ありがとうございます。今の、薬物が発見されるときに立ち会った職員の方が証言に立たれたということは、多分、担当された事件の中であったと思いますけれども、その証言の中身、あるいは証言自体が理解しやすかったか、あるいはどうだったのかという点も含めてでも結構ですけれども、何かほかにございますか。

【2番】 私るときも通訳の方の言葉が、声が小さくて、ごちょごちょごちょっとなってよく聞き取れなくて、もう一度言ってくれとか、そういうことは私どものときは言わなかったんですけども、あれじゃ通訳している意味がないなと思ったんですね。メキシコ語しゃべる人なんかそんないるわけじゃないでしょうからね、しょうがないんでしょうけれども。

【司会者】 日本語に通訳する声が聞き取りにくかったということですかね。

【2番】 被告人に聞いて、いろいろとメキシコ語でどうだったか、どんな暮らしをしていたとか、そういうのを通訳の方が聞いて、話すんですけども、それが聞こえないときが、声が小さくてぼそぼそと言うものだから、日本語として成り立っていないというか。

【司会者】 通訳をしているがゆえに綺麗な日本語になっていないという部分もあるということですか。

【2番】 日本語にはなっているんでしょうけど、語尾が聞き取れないとか、声が小さいとか、言葉がはっきりしていないとか、そういうのでよくなかったなと思いますね。

【司会者】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【8番】 モニターに映し出された膨大な証拠物件があったからだと思うんですが、変わるのがちょっと早いかな。ぱっぱと変わっちゃうので、それを見て自分は、あっ、これはそういう証拠もあったんだとか、私の場合は日本人だったので、今言った携帯メールの内容というのは日本語だったので理解しやすかったんですけど、流れが早いかなって。それで、そこで立ち止まって考えている時間があまりなく、ぱっぱと、あっ、これが証拠なんだ、証拠がこれだけあるんだというのを感じたかなというのが正直です。その証拠物件を見て考えるというより、これがちゃんとした証拠物件なんだなという、そういうふうに思いました。

【司会者】 その証拠について何か御自分で考えるというところまでの時間がないという、法廷ではということですか。

【8番】 はい。見慣れないものばかりですし、それはちょっと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうかね。

証言とか、あるいは供述調書というところはどうでしょうか。証人が実際に法廷に来て話をしたというような事件を担当された方もいらっしゃると思いますけれども、証人が来ずに、供述調書でその人が話をした内容ということで、これが証拠ですよという、そういう手続の進め方をした事件もあったんだろうと思うんですけども、その辺りで、分かりやすかった、分かりにくかったという御感想はございませんか。いかがですか。

【1番】 私のときは2472グラムという膨大な覚せい剤で、乗ってきたときの流れからの説明は素晴らしかったですよ。私もすぐ分かりました。実際に検察の証拠書類も全部。最初に見付けたときの意見と、最後のときの意見は、被告側は大分変わってきている。「私は持ってきてない。」と言っているというんですけど、最初は「私が持ってきた。」と言っているのに、だんだんだんだん持っていかない方に動いていったんです。書いてありましたけれども、弁護が入った途端に言葉が変わってくというかね。というのもありました。それは感じました。

言葉の、「麻薬です。」と言っていたんです、本人も捕まったときに。それが何か弁護人が加わって、文章が変わっていくんですけど、そういうのも…。

【司会者】 すいません、今おっしゃっているのは、まず空港で見つかったときの証人が法廷に来て、話をしたと。

【1番】 しました。そのときには、その捕まった人は麻薬だということ、近いことを言っていたんですね。それを聞いているわけです。ところが、弁護側が加わった途端に、そういうものはしませんけど、言葉が、何かこう言ってることが変わっていったんですね。変わっていくんです。

【司会者】 弁護人が加わってからというのは、どういう場面ですか。被告人の質問でということですか。

【1番】 被告の質問、そうですね。そういうことです。最後の方へ、判決の方へ行きますよね、どんどん。行った流れの中で3日目辺りのときに「私は持ってきてない、頼まれて持ってきた。」という言葉に変わるんですけど、変わっていたというか、なっているんですけど、その前には、その人はその人に捕まったときに「これは麻薬だ。」と言っているんですね。

【司会者】 そういう証言があったんですね。

【1番】 はい。それが実際に文章で出てくると、「私は頼まれて持ってきた。知らずに持ってきた。誰かが入れたんだ。」という文章に変わっていたん

です。それはなぜか分からないですけどね。その説明の仕方はすごく私たちは分かりやすかったです。証言の人はこう言っている，あまりに食い違っているというかね。

【司会者】　そこは検察官の説明が上手だったということですか。

【1番】　そうですね。そこのところはよく分かりますけど，意味的に分からないですけど，すごくよかったですよ。どんどん追い詰めていくというか，言葉が変わっていく流れをずっと固めていくというんですかね。

【司会者】　それは被告人に質問しているという場面で，弁護人が聞いている中身を今度は検察官が反対に聞いていくと，どんどん被告人の言い分が変わっていったという，そういうことですか。

【1番】　そうです。

【司会者】　なるほど。検察官の質問がすごくうまかったということですね。

【1番】　ですかね。見ていて面白かったんです。面白かったって悪いですけど。

【司会者】　今，御指摘あったように，尋問というのは検察官が質問して，弁護人が質問する，あるいは逆に弁護人が質問して，検察官が質問するという，そういうような形でやっているんですけども，一体何を聞いているのか分からないなというふうに思われたりとか，すごく尋問の仕方がうまくて，よく分かったと思われたりとか，いろんな尋問を聞かれて感想をお持ちになられたりするかなと思うんですけども，その辺りいかがですか。何か思い当たることはございませんか。

【7番】　この言い方は大変失礼な言い方ですけども，弁護側と検察側というのはバトルになりますから，そういうときはどうしても。検察の方は細かに一言一句全部追及しますから，素晴らしいなと僕は惚れ惚れしましたけれども，だから，そういう関係があるわけですから，検察の方が具体的に

漏れなくだーっと間髪なしで反論していく，あれがなかったら，とてもじゃないけど，我々にも分かりません。

ですから，弁護人の立場としては，それでも，被告人といいましょうか，証人といえますか，それをいわゆる弁護するわけですから，これは大前提から無理があるみたいな，そんな素人発想で申し訳ないんですが，特に覚せい剤なんか相手が外国人ですから，日本人の感覚では何も伝わってきませんから。

だから，そういった面では，覚せい剤に関することは別に今回が初めての，私が携わった事件が初めてじゃなくて，もう何十，何百まで行っているのか知りませんが，繰り返している，中身も同じようなパターンで，だからそういうふうを考えますと，しょせん無理がある。量刑を軽くするどうのこうの，弁護はそういうことだと思っただけです。そんなふうなところです。

【司会者】 ありがとうございます。被告人が外国人だと，先ほど感情移入という言葉がありましたけれども，伝わりにくいものがやっぱりあるということなんですかね。

【7番】 そうですね。外国人というか，被告，いわゆる外国人。この方の態度，表現，言っている内容の変化，先ほど1番さんがおっしゃった，ニュアンスが変わっていくのは私も経験しています。ですから，そんなのは分からないです。やっているのか，本当なのか。涙で平気で訴えていますから，ほだされるとね，私も，この人にも生活があって，家族がいて子供がいるとなると，やっぱりぐらぐらっと来るんですよ，どうしても。遠くの世界だろうから，ましてや日本じゃないから，ちょっと伝わりにくいですね。

【司会者】 ほかにいかがですか。そういった証言あるいは供述，それが外国人だというのが理解にどうつながるのかというところの話が出ましたけれども。

【2番】 私のときは20代の女性で，泣かれましてね，みんな集まった

ときには「やっぱり女性の涙にはかなわねえな。」って男の人たちが言ったら、おばさんたちが「そういうことばかり言ってるから駄目なのよ、男は。」って怒られましたけど。量刑のあれだったので、重いか、軽いか、でも、後で考えると、どうも大体その辺の量刑になるというある程度の幅ですか、そのところに裁判官の方も弁護士の方も、大体この間に入るんだらうというような想定で、それをどっちに少し引っ張るかというような裁判の内容だったのかなと思いましたけどね。

自分で雇う金があるわけじゃないですからね、国選弁護人が付くわけですから、一応国選弁護人の方もやらないと仕事にならないわけですから。そんな感じがしました。

【司会者】 ありがとうございます。

中には、被告人がいろんな主張をしている事件を担当された方もいらっしゃると思うんですけども、例えば、弁護側の方から被告人の住んでいる国はこういう国なんだとか、あるいはこういう治安状況なんだ、そんなような証拠といいますか、そういうものが出されたというような事件を担当された方、外国人の事件でございますか。

【3番】 なされました。こういう市場で、トラベラーズチェック、外国に行くときのとか、あとパスポートが偽物だったから捕まっちゃったんですけど、パスポートも信頼の置ける人から買って、こういう市場だったよというのを、地図とか、その町の雰囲気みたいなのを弁護人の方が。

【司会者】 証拠で出されたんですか。

【3番】 そうですね。だから、日本だと麻薬駄目絶対というふうになっちゃいときから教育しますが、アフリカとかあっちの方はそういう教育もこっちとは違うから、認識が全然違うことを分かってほしいみたいな、そういう言葉じゃなかったですけど、何かそういう雰囲気のこととは。

【司会者】 そういう証拠を弁護人が。



【3番】 町のことはそうですね。

【司会者】 それはすっと理解ができましたか。ああ，なるほどなという感じで。

【3番】 そうですね。あっ，そうなんだなというぐらいで。その場で分からなかったことでも，ちょっと何かやると，じゃ休廷しますって控室に帰ってくるので，それでほかの人たち，8人，裁判員の方，補充裁判員の方がいらっしゃる。だから，あれはどういう意味だったのとかいろいろ聞いて，また時間だから行きましようみたいな感じだったので，ついていけないということとはなかったです。

【司会者】 法廷で行った証拠調べを休憩の時間に，お互いにどういう証拠だったんだろうかという確認をして，また法廷に臨むというようなことで，きちんと理解をしながら手続が進められたということですか。

【3番】 そうですね。本当はおしゃべりしちゃいけないのかもしれないんですけど，前後の方に「今の意味分かりましたか。ちょっと分からなかったんですけど。」とかこそこそ言いながら廊下を歩いたり，エレベーターの中に入ったり。

【司会者】 移動の途中に。

【3番】 うん。で，休憩でおやつをつまみながら教えてもらって，また行くという感じでした。

【司会者】 そういうことも大事だということですね。休憩時間の間にみんなで分からないところをお互いに疑問点を出し合ったりして，共通の理解に立つというんですかね。

【3番】 そうですね。家庭で生きているだけなので，ああいう場に行かないから，結構疲れちゃうんですよね。戻ってきたときに頭の整理ができる。ぶっ続けにばーっとやられちゃったら多分，5日間もたないで，途中でやめさせてくださいだったと思うんですけど，ちょこちょこ休憩もありましたし，

判決を出しますよという前の日が1日お休みでしたので、全く違うことをして気分転換してから当日臨むことができましたので、割とすっきりした感じで。

【司会者】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。ちょっと話がそれちゃいましたけど、外国人でその人の国の様子や何かを弁護人が証拠として出してきたというような事件、ほかの方はございませんでしたか。

審理の内容ということで、当事者の活動とか、あるいは証拠の中身ということではいろいろ御意見をいただきましたけれども、ほかにいかがでしょうか。

じゃ、検察官とか弁護士さんの方から何かお聞きになりたいことがあればと思うんですけども、検察官、何かございますか。

【検察官渡邊】 まず、さっき少し出ていた論告についてなんですけど、検察官が最後に、こういう証拠からこういう事実が言えるんです、だからこの人は有罪なんですと、そういった意見を言うときに、よく覚せい剤の密輸の事件では、密輸にはまず密輸組織が関わっているんですと。密輸組織というのは、密輸を成功させてお金もうけをする目的なんだから、運び屋に運ばせる覚せい剤が、ちゃんと組織が考えている運搬先に絶対届くようにしないといけないんだ、じゃないと、高い覚せい剤が知らない所に行ってしまったら組織は大損してしまうし、だから絶対到達するような、そういう回収できるような手段を講じているはずですよと、そういったような主張をよくすることがあるんですけど、検察官のそういう意見をその場で聞いていて、ああ、なるほどなって素直に思えるのかどうかというところが気になっていまして、その辺りについて御意見なり御感想があれば、ぜひ教えていただきたいなと思っています。

【司会者】 多分、事実関係に争いがあるような事件を念頭に置いているんですね、今の話は。

【1番】 私のおときは新宿まで届けるということやって、みんなで打ち

合わせしたときに、少量は通るんですけれども、要するにどうせ捕まるんだったら一発で何キ口を通してしまおうというような匂いがした件なんですね、これ。

そのときに、今おっしゃったように、届けるのが当たり前であれば、3日で捕まる流れの中で、もっとどでかいのが通過しているんじゃないかみたいな感じが非常にしたんですよ。要するに、わざと一つは分かるようにしておいて、もう1個は分からないようにして抜けちゃうんじゃないかみたいな。要するに届けられる、そこまで行くために手段を何とかやっていく流れをやっていたんですけれども、それを考えていくと、とにかく通してしまったら勝ちだと。そういう匂いのする感じだと、私はそういうことを感じました。すごくよく分かりましたよ。

【司会者】 検察官が言うように、そういう組織があって、利益のためにこういうことをやっているんだというのはずっと理解できるということですか。スーツケースの形状やら何やらから。

【1番】 はい。あと個人的にやっている感じもしましたよね。組織だと、もっと頭いいですよ。

【検察官渡邊】 隠し方があんまりうまくないというか。

【1番】 うん。とにかくよく見なきゃ分からない感じでもないんですよ。3キ口というのは持ったら重いですよ。乗せたときに異常を感じたらしいですよ、置いた瞬間に。もうちょっと、あれは密輸のそういう組織じゃないですよ。個人的な二人ぐらいでやっている世界じゃないですか。そんな感じがしましたよ。

【司会者】 そういうスーツケースの形状からいろいろそんなことまで考えが巡るということですかね。

【1番】 普通に考えても、もうちょっと頭のいい隠し方があるような気が、真剣に通すのであれば。

【司会者】 ほかの方，いかがですか。

【4番】 そういう取引をした，しないどうのこうのというような話があって，我々裁判員もうーんという感じだったんですが，さっきも言ったように，こういう物件があって，それを体のどこどこにということをはっきり出してくれた。それで我々裁判員も，ああ，この人はそういうことをやったんだなというのが分かった。

だから，さっきも言いましたが，もちろん今までそういうことをやっていたんだろうけれども，我々裁判員はそんなのはテレビか何かしか見ていないもので，実感的には感じないですが，そのときは初めて，おそらく裁判員の皆さんも，ああ，そうかというような感じもしました。だから，なるほどなと私も思っておりました。

【司会者】 ほかにいかがでしょうか。5番さんも事実関係を争う事件で，検察官の論告で先ほどお話があったような，そういう主張というのは出ていなかったですか。密輸組織があってというような。

【5番】 それはありました。

【司会者】 それは論告を聞かれて，ずっと理解できたのか，うん，待てよというような感じがあったのか，いかがですか。

【5番】 その人の話とかいろいろ聞いて，脅迫を受けて運んだというふうな話だったんですけど，その後，捕まったときの行動だったりとか，いろいろと脅かされてやったのとは違うかなと。

【司会者】 いかがでしょう。検察官，よろしいですか。もう少しお聞きになりたいですか。

【検察官渡邊】 あと証人の話なんですけど，どういった証人を法廷に呼んで直接話を聞くのかというのは，検察官なりに選んでいるわけですね。誰でもいいというわけではなくて，この人から話を聞けば分かりやすいんじゃないかということでピックアップして法廷に来ていただいているんですけど，

日本人の共犯者がいる事件だと、共犯者の名前も分かっているし、一緒に逮捕されていれば、その人も証人として連れてくることは可能なんですけど、共犯者も、私は知らなかったとか私はやっていないとか否認をしていると、やっていませんと争っている証人を連れてきて話をさせてしまうと、余計ごちゃごちゃになって分かりにくいんじゃないかということで、わざと呼ばないということもあるんですね。

ただ、裁判員の方からしたら、何でこの共犯者の人は法廷に来ないのかしらとか、この人の意見も直接聞いてみたかったのになというお気持ちを抱かれたのではないかなと思うところもありまして、どうせ名前も分かっているし、共犯者がいるなら直接聞いてみたかったということがあれば、教えていただきたいなと思います。

【6番】 まさにおっしゃるとおりで、私のときは空港の税関の職員だったんですけど、でも、供述調書の中で、実行犯の上位役の人の供述も取っているという調書を読み上げていただいたんですけど、率直に、じゃ、その人が証言してくれれば、もっと早いんだろうなというのは、裁判員同士の話の中でも「変だよな。」というのは出ていたのは確かですね。

それによって裁判がぐちゃぐちゃになっちゃうとかって思われたのかもしれないですけど、素人目線からすると、指示した人がいて、その人も供述しているということは捕まっているわけなので、その人が証言に立ってくれればいいのではないかなと思いました。

【司会者】 ほかに共犯者の事件を担当した方は8番さんですかね。

【8番】 はい。日本人の共犯者の方がいて、でも、量刑を決める裁判だったので、罰は罰というか、罪は罪というのは決まっていたので、あえてそこから聞く必要は私はないのかなとは思いました。

【司会者】 関係した人の話は直接聞かなくても、それでよかったという。

【8番】 そうですね。あえてそこじゃなくても、ほかに彼女は生い立ち

とかもいろいろあったので。

【司会者】　むしろそちらの方が中心的な問題だったということですかね。

【8番】　そうですね。

【7番】　検察官の方が共犯者という言葉を使うんですけども、ぶっちゃけた話、どこまでが共犯なのかというのは我々分からないんです。何か少し絡んでいる、携わっているんじゃないかと。ただ、日本に住んでいる所のアパートに、被告人が日本に来て、その世帯主というか、そこに住んでいる元々の人は、その人がそんなふう携わっているとは夢にも何も知らない。本当に泊めてやるだけと。でも、結果的にそれは共犯者という存在になるのかどうか、我々にも分からないです。

【司会者】　7番さんの事件ではそういう、共犯者とは言わないにしても、関係した人が証人で何人か証言をされたんですか。

【7番】　来て証言されてましたよ。

【司会者】　仮にそれが証言ではなくて、こういうことを言っていますという供述調書というか、書類だとどうですか。

【7番】　それはメールね。それがメール。そのメールをモニター画面で向こうの言語で。

【司会者】　証人が話をしてくれたわけですか、そのメールに関して。

【7番】　そうです。

【司会者】　それが証人ではなくて、供述調書という書面だったらどうだったかなと。仮の話になっちゃいますけれども、やっぱり証人が来て、直接話を聞いた方が理解しやすかったということですか。

【7番】　それはそうですね。

【司会者】　元々メール自体も膨大なものだった。

【7番】　ただ、俗っぽく言うと、女性なんです。覚せい剤を持ち込んだ被告人のもう一人のパートナー、悪いパートナーですけど、その元恋人、

そういうふうになってくると、もう訳分からんですね、共犯。結局、その女性は無罪で何も問われませんでしたよ。

でも、携わっているのは事実ですよ。その部屋に来て泊まった人間がどこどこに対してこういうメールを打ってという立証をするわけですよ。それがモニターに映されて、我々はそれを、裁判官の方々がそれを見ながら、検察官とかもそれを見ながら、物的証拠はこのように時間差がちゃんと合っているじゃないかとか、誰が誰でこれはこうなっている、そういうふう突っ込んでいくじゃないですか。そこで初めて我々は後からでも分かってくる。

だから、簡単に共犯者というのは、どこまで共犯というのが一つ分かりにくいのと、共犯者の証言を本当にどこまで信用できるのかどうか、そういう感じですね。

【弁護士東】 8番の方にお伺いしたいなと思ったんですけども、今回の裁判の中で精神的な障害ということが問題になっていたと思うんですけども、それらを説明する例えば医師などの専門家的な証人などは出なかったというふうに聞いているんですね、証人としては。その中で、障害の内容であるとか、あるいはそれが事件にどのように関わっていくのかという部分に関して、なかなか御苦労された面があるんじゃないかなと思うので、その辺りをお伺いできればと思ったんですけども。

【8番】 言葉自体は私も知らなかったのが正直です。やっぱり休廷のときにお部屋に来て、裁判官の方に聞いて、調べていただいて、教えていただいたり、あと証人でお医者さんは出ませんでしたけど、精神保健福祉士が最初にこういう症状でということ詳しくお話しいただいたので、それはそんなに時間が掛からなかったです。そのことを踏まえて、気持ちをどうセーブして考えていくかというのはちょっとありましたね。

【弁護士東】 もう1点よろしいですか。7番の方に1点だけお伺いしたいんですけども、今回、検察官の被告人質問に対して、これは正確かどうか

か分からないんですけれども、被告人が黙秘をしたというか、きちんと答えなかったといったようなことがあったようにお聞きしているんですけれども、そのような態度というのはやはり判断していく中で困難な点になったんでしょうか。

【7番】　そうですね。検察官はおそらく二、三十問、質問しまして、全部・・・。

【弁護士東】　黙秘しますと。

【7番】　そうですね。

【弁護士東】　一応質問を全部して、だけど、それに全部黙秘しますというのを。

【7番】　はい。短時間で二、三十回。

【弁護士東】　ちなみに弁護人は特に止めなかったんですかね、質問が二、三十続いて。

【7番】　ええ。黙っていらっしやいました。何も言いませんでした。

【弁護士東】　なるほど。分かりました。

【司会者】　それでは、評議について御意見、御感想をいただきたいと思えます。主に裁判官の評議の進め方がどうだったのかという点、あるいは事件の中身とか、あるいは被告人が外国人であったというために非常に結論を出すのが難しかったというような部分があれば、そういった御感想もいただければと思いますけれども、評議に関していかがでしょうか。

【6番】　評議についてなんですけど、私が担当した件ですと、お三方が役割分担をされていて、右陪席の方が司会進行役で、左陪席の方が我々とある意味同じ位置に立って意見を言う。裁判長がそれをまとめる、話が脱線したときにちょっとそれを戻すという役割の中でやっていただいたので、非常に簡潔で分かりやすかったという印象、プロのディスカッションだなという感じは受けました。



ちょっと細かい話になっちゃうかもしれないんですけども、量刑について定めるときに、この被告人は覚せい剤という認識がありながら、それを運んできたよというところまではすんなり落ちたんですけど、その後、じゃ実際何年にしましょうと。覚せい剤が5.3キロぐらい、約2億円の量、莫大な量であるから、5.3キロの場合の通例は何年ですよという表を見せられたんですけど、その被告人が、別にそれが1キロだろうと、5キロだろうと、10キロだろうと、その仕事は受けたとは思うんですね。なので、量によって刑の長さを決めるというところは、ちょっと腑に落ちないなというのがありました。

もう一つは、共謀している事件で、要は上位者も捕まっているし、一緒に運んだ人も捕まっていて、その人たちの刑が何年かというのは、はかりとして欲しかった。もし裁判の流れで上位者の方が私たちが裁いた人よりも軽かったらちょっと心が痛いですし、一番の末端の使いっ走りみたいな人間にこの刑を与えたのに、上位者はもっと低かったといたら、ちょっとこれは腑に落ちないので、周りの相関関係で、周りの人が何年だからこの人はこうだったというふうに決めたいよねというのもありました。

【司会者】 ありがとうございます。覚せい剤の密輸事件だとなかなか刑の決め方が難しい、基準があるようでないような、それから共犯者がいる事件だと、その人たちの処分が気になるということですかね。

ほかにいかがでしょうか。最初の自己紹介で5番の方、最後、刑を決めるときにいろいろ悩まれたとありましたけれども、もし何かコメントをいただければ。

【5番】 確かに、同情とか、そういうのではなく、それは日本人だろうが、外国人だろうが、私は関係なかったんですけど、でも、その人の人生に関わる、確かに本当に悪いことだと思えますけど、人の人生に関わるものを、確かにみんなで決めたこととはいえ、ちょっと後味が悪かったなと。

【司会者】　　そういう心理的負担，精神的な負担があったと。

【４番】　　私は信賞必罰という考え方を持っていました。今回，この評議の最終結論において，先ほども言いましたが，有罪無罪までぐらいの関係かなと思っていたんですが，刑までとは思わなかったんですが，被告人がアフリカ人でありまして，要するに外国人だった。

外国人でも，近隣の外国人とはまた考えが違うと思いますが，アフリカという遠く離れた所を考慮したならば，信賞必罰という考えが全然なくなりまして，今度逆に同情が入っちゃったりしました。

そのいい悪いは別として，ちゃんと刑は決まりましたが，裁判官の方に聞きたいんですが，そういう感情はやっぱり入りますか。それとも，いや，これはここなんだから，だからこうなんだということでもって，そういう感情なんて入らないんですか。余計なことですが。

【司会者】　　裁判官への御質問ですか。

【４番】　　うん。

【司会者】　　多分，刑を決めるとき，こういうような考え方をするべしというような説明が裁判官からあったと思うんですけど，その辺は御記憶はありますか。

【４番】　　ちょっと，なかったんだね。

【司会者】　　この人がどんな人であっても，やっぱりやったことがどれぐらい悪いことなのか，社会的に罪に問われることなのかという，やったこと，行為中心に考えましょうという説明が多分最初にあったと思うんです。

【４番】　　そんなことは言われた記憶はあるんですがね。ただ・・・。

【司会者】　　それだけではなかなか刑を決められない。

【４番】　　決められなかったですね。ですから今，聞きたいんですがね。ま，多分慣れているから，そういう感情は入らないと思うんですがね。いや，我々裁判員はみんなそういう感情を持つことは当たり前のことでね。慣れて

いないから。だから、持っても私は悪くはないと思います。でも、本職の方はどういう感情があるのか、そういう感情は全然ないのかということをおね、今ここで聞きたいんです。

【裁判官林】 例えば、被告人の生活環境だとかが判断する人の環境と相重なる場合も事件によってはあるかもしれませんよね。そういったときに、おっしゃった同情という気持ち、人としての気持ちは、私個人の場合であれば、それは事件ごとに感じるころはあるとは、人である以上は裁判官だって出てくるのかなと個人的には思います。

ただ、基本的には、やったことに対する見合った責任と生じた結果ですとか、犯行の方法、態様、あるいは動機ですとか、こういったところをまずは基本に考えるという考えに立ち戻って考えるように、私の場合はしています。ほかの裁判官の人はどういうふうに考えているかはちょっと何とも言えないんですけれども。

【司会者】 どうもありがとうございます。

3番さん、いかがですか。評議というところにテーマについてどのような感想をお持ちですか。

【3番】 さっき感情移入の話ちょこっとしたので、審理と重なってしまいかもしれないんですけれども、いろいろ自分が思っていることを話してましたら、裁判官が「じゃ、そのことは御自分で裁判の中で質問してみたらいかがですか。」と言ってくださったので、御家族がいらっしゃるとおっしゃっていたから、御家族、奥さんとお子さんを置いて、こういうことで出てくるということの後ろめたさはなかったのかとか、そういう質問を自分でさせていただいたんですけれども。

だから、評議に入るときには、その人がどういうふうに育ってきてとか、どういう価値観を持っていてというよりは、自分が知らなかったのかもしれないけど、間違ったパスポートで日本に入ってしまったって、日本が追い出して

くれたのはすごくありがたかったかなって。

あと刑についても，一人ずつ紙が配られて，どう思うかというのを書いて  
いって，なぜそう思うのかというのをみんな説明をして，全部の意見を聞いて，  
質問があったら裁判官の3人の方がそれぞれ，全部3人の方が意見を言  
ったわけじゃないですけど，お話を聞かせていただいて，もう1回どう思う  
かと書いていって，ちょこっと一言だけ添えて，8人全員意見を言って決め  
たりしたので，最初は自分には人を裁くなんて，とてもじゃないですけど，  
無理ですからと思っていたんですけど，そうじゃなくて，みんなをよく考え  
て，この罪はどういう重さなのかなというのをみんなで時間を掛けて考えた  
よねという，自信じゃないし，安定じゃないですけど，そういう気持ちで最  
後判決の席に座ることができましたので，私は評議はとても充実して，悔い  
とかは残らないものだったなと感じています。

【司会者】      ありがとうございます。

2番の方，いかがですか。評議に関しては。

【2番】 我々裁判なんていうのは一生のうちにあるかどうか分からないよ  
うなことだと思っんですよね。麻薬とか覚せい剤に携わるということに関し  
て，日本の法律が甘いんじゃないかと思って，今このままで，今の計算され  
た量刑でいいのかどうかというのもありますね。だから，どんどんどんどん  
入ってくるんじゃないかなというのもちょっと感じましたね。

ほかの国では死刑だとか終身刑だとかってなる国もあるわけですから，日  
本は欧米のどこかの国のまねをしているのか，どこかに合わせているのか，  
よく分からないんですけど，ちょっと軽過ぎるような。一般市民からすると  
全く別の世界のことで，我々に関係ないことですからね，もっと量刑は重く  
て，裁判所は何をやっているんだろうというような感じがします。

【司会者】      ありがとうございます。

1番の方，いかがですか，評議に関して。

【1番】 流れ的には、うちのチームは結構まとまっていて、評議していく流れが裁判官を中心としてすごく速やかに進んだイメージがありますね。ただ、先ほどと同じで、意見が分かれていくんで、その部分のところは確かにまとめるときに、軽い方へ行く人と軽くない方へ行く人とあるわけですね。基本的には一つの意見の中に、先ほどもちらっと出ていましたけど、量ではなくて、要するに大体何年ぐらいが普通であるみたいな表があるじゃないですか。それで話したとき、この表は1回無視しましょうという話にしたんですよ。

それで、小さければ軽いとか、いっぱいだからとかではなく、この行為をしたことに対して、みんなの意見を言いましょうということにして。要するに、例えば3年でいいとか1年でいいとか、そういうレベルではないと。これを使って苦しむ学生や日本人がどれだけいるかを問うてみたら、意見が合うんですね。

【司会者】 7番さん、いかがですか、評議に関しましては。

【7番】 評議に関しましては、6番さんの意見とちょっと似ているんですけど、大体、根拠というか、何をやったかという履歴を全部ずーっと抽出して、まとめて、それに基づいて最終結論を出していくというプロセスになっているじゃないですか。

そこで、裁判官の方がリードしていただいて、全員意見を言えて、その人が何をやった、何なのかというのを全部出してもらって、ああいうところは非常にいいことだなと思ったんですね。いいも悪いもすべて書き出すわけですから。そういうやり方は私はすごく納得できましたね。

【司会者】 進め方とか、あるいはそこで何か判断が難しいというような部分を、もしお感じになったところがあるのであれば。

【7番】 僕自身思ったのは、素朴に記憶力。要するに、ずっと1週間やっているじゃないですか。メモを取ったら聞き漏らしてしまうし、もう記憶

力かなみたいな。そんなスポーツ感覚というか、脳感覚はそんな。大切なことを言い忘れていないか、見落としていないか、ほんと緊張で集中しますね。あれが一番きつかったです。

【司会者】 特に有罪か無罪かというところですか。

【7番】 そうですね。直前ですから。その根拠ですから。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。8番の方、いかがですか。

【8番】 評議は、裁判長をはじめ裁判官の方が非常に分かりやすくかみ砕いてくださったので、自分の考えというのも持つことができたり、緊張感をすごくほぐしてくださるような雰囲気を作ってくださいだったので、臆することなくそれを話すことはできました。

話の進め方とか改善すべき点というのは全く分からないんですが、進め方とか、本当にど素人の私たちとかが考えていけば考えていくほど、深みにはまっていっちゃうようなことで、分からなくなる一方だったような気がするんですね。そのこのところの要点をぱっぱとかいつまんでまとめてくださったりとかしたので、すごく進行的には助かったかなというのは思いました。

【司会者】 ありがとうございます。一通り皆さん方から御意見を伺ったんですけれども、何かほかにこの点につけ加えてございますか。

【2番】 量刑の表がありましたね。あれがちょっとプレッシャーになっていて、この間に大体いかなくちゃいけないんじゃないかという、そういう感じが、飛び跳ねて重くしたら悪いんじゃないかとか、あれはどうなんですかね。

【司会者】 量刑資料についてはおそらく裁判官の方から、これは単に参考であって、特にこれに従わなければいけないということはありませんという説明は・・・。

【2番】 多分そういう話はあったと思うんですけど、あれを見せられるとやはり、それがもう頭の中で前提になっちゃいますよね。でも、見て参考

にはなりますけどね。ああ，こんなに重いんだなというあれは，軽いんだなとかね，あるんですけどね。あれは微妙に，素人があれを見ると影響されますね。

【司会者】 1番の方は，それを1回取っ払って議論をしてみたという話もありましたけれども。

【1番】 はい。

【4番】 やっぱりあれは参考になると思います。ということは，これから何回も何回もこういう裁判員をやるならば別なんですけど，初めて来て，初めて刑を決めろって，何かないと刑を決められないというのが本当じゃないかと思うんですね。

ですから，そういう例があれば，1個じゃなくて，私の場合，4項目ぐらいあったと思ったですね。何年何か月，何年何か月。だから，この事件はこのぐらいの量刑なのかなという部分が分かったような気がして。それがなければ，みんなで話し合っって，じゃ一つのものに決めましょうということになっちゃう。私，それはまずいと思うんですよ。やっぱりいろんな人がいて，刑だっているんな形というか，項目があるから，それに書いて出すことができますからね。だからやっぱり何かそういう例を作ってもらわないと難しいですね。

【司会者】 最後になりますけれども，今後裁判員，補充裁判員になられる方が千葉の地域からもどんどん出てくるわけですけども，これからそういう役目を担われる方々に対して，一度こういう役目を経験された皆様方から何かメッセージといいますか，伝えたいということがあれば，聞かせていただければということなんですけれども，これはお一人ずつまた伺っていただければと思いますかね。1番の方からお願いします。

【1番】 今後の方にはぜひ，まず年齢を分けて選ばれたと思うんですね，若い人から60代まで綺麗に分かれて6人を選ばれたような気がしたん

です，私は。

【司会者】 全くアットランダムですので，多分それは偶然だったとは思いますが，いいですね。

【1番】 そうですか。そのときに，こういうことをやったことを，内容は言わないんですけど，選ばれたことを言うじゃないですか，会社とか。そうすると，手を挙げて「どうしたら選ばれるんでしょうか。」という人が結構あって，結構なりたがる方がいるんですね。普通，確かに負担感があつたりとか仕事の調節とかありますけれども，社会的にも会社的にも選ばれた方が評価的にもよくなるんですね。人間的な評価がよくなるんで，会社として持ち上げてくれて，特別何とか休暇というのをくれるようになっているじゃないですか。

ああいったものは僕の会社では僕が初めてなんですよ。1万人ぐらい会社に人がいるわけです。その全部の中で私が初めてなんです。そのときのためにも，ちょっとしゃべるときが来そうな気がして，どこまでしゃべっていいのか分からない。ぜひやってもらいたいというか，アドバイスの的にはもう何もありません。とにかくいろんな人を選んで，どんどん参加させてもらいたいような気がしますけどね。みんな喜ぶんじゃないでしょうかね。

【司会者】 ありがとうございます。2番の方，いかがですか。

【2番】 私たちがやったのは麻薬の，もう犯罪が決まっているとか，量刑だけとか，ほとんどやっているなという，そういうようなものだったからよかったんですけど，殺人だとか強盗だとかよく新聞等に出る，ああいうのでなくて，みんな「よかったね，よかったね。」と言って，終わったとき言ったんですけども，そうなったときに，無罪か有罪か分からないような，すごく精神的に重いものをしようと思うんですけどね。

これから裁判員になる方は，我々のこういう裁判だったらぜひ経験して，また来たらまたやりたいぐらいの感じで，非常に楽しかったです。ためにな



ったという感じですけど、それが問題の事件とか何かになったときにどうなのかなというのは、ちょっと自信がないですね。

ま、2日目か何かにやっぱり泣いているのを見て、やっぱり私なんかも夜ふと夢でちらっと出てきましたので、外国人だと思いながらもやっぱり夢に出てくるくらいですから、これが殺人とか何かで有罪無罪がはっきりしないような場合だったらどうだったんだろうなと思います。

でも、ま、基本的には参加して、いろいろ勉強した方がいいと思いますね。

【司会者】 どうもありがとうございます。3番の方、いかがですか。

【3番】 家族とか自分の周りの人たちに前もって話しておかないと、これだけの時間を取り分けることがなかなかできないので、でも、突然裁判員をやってくださいじゃなくて、何か月も前から段取りよく来るので、積極的に裁判員をやってみたらいかがですかというふうにお伝えしたいです。

私もすごく心配してて、実際裁判が終わった後、この後、この被告はどうなるんだろうとすごく不安になって、裁判所に問い合わせたりとか、あと何日か眠れなかったので、頂いたお手紙の中には、メンタルのことでお悩みだったらこちらに御連絡くださいというようなものがあつたんですけれども、そちらで話を聞いていただいて、落ち着いて、「きっと1か月もたつ頃にはこの存在も忘れてしまうくらい日常のことでお忙しくなるとは思いますけど、万が一そうじゃなかったら、またお電話くださいね。」と優しく言っていたので、今回、こういう資料がなかったら本当にこんな事件に関わつたんだということすら覚えていなかったくらいだったので、もし自分がすごく傷ついてしまったとしても、サポートをいっぱいしていただけるので、あと、やりなさいって強制ではないので、できるなら積極的に受けていただきたいなというふうに感じます。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。4番の方、いかがでしょうか。

【4番】 最初裁判員が集まったときに、ちゃんと説明してもらいたい。

説明したかもしれないけど、私はちょっと忘れちゃった、要するに私は、無罪か有罪かの辺までの話かなと思って参加したんです。刑までやるとは思っていませんでしたので、そこら辺、私の勘違いだと思う。

それもそうなんですけど、ちゃんとそういうものをできるならば説明してもらいたいのと、6番さんが言ったように、裁判という、今はこういうことをしておりますというような、何かこう分かるような解説みたいなのが欲しいんですよね。それは無理かもしれないけどね。でも、区別というか、今、検察官がこういう部分について言っていますというような、そういうことはできないですかね。

【司会者】　　そういうことは工夫の余地があるということですか。

【4番】　　うん。弁護士さんも。

【司会者】　　今後裁判員になられる方々に対してメッセージを何か一言いただければと思うんですけれども、いかがですか。

【4番】　　浮足が立たないようにしてくださいということですね。何か浮足が立っちゃった、私の場合は。

【司会者】　　最初の1日目とかいうのは大事ですよということですかね。

【4番】　　そうですね。それがやっぱり一番大事ですね。

もう一つ、これはもう1回、我々は1回きりなんですか、裁判員になるということは。

【司会者】　　いえいえ。今年の名簿はもうでき上がりましたけれども、毎年毎年、名簿を切り替えますので、1年ごとに名簿に登載されるかどうかというのが11月ぐらいには毎年分かります。

【4番】　　1回きりじゃないということですか。

【司会者】　　ではないです。

【4番】　　それは分からないということ。

【司会者】　　はい。

【4番】 はい、分かりました。

【司会者】 ありがとうございます。5番さん、いかがですか。

【5番】 ほかの方もおっしゃっていたように、一つの経験として、私はもう1回当たったらちょっと嫌だと思えますけれども、私はもういいなと思えますけど、やっぱり1回経験したら、周りでなる人の気持ちをそれぞれ受け止め方だったりとか考え方だったりとか違うと思うので。

【司会者】 ありがとうございます。6番の方、いかがでしょうか。

【6番】 こういう今のこの状態でも匿名で、かつ、ここを離れたら誰とも会わないという、こういう特殊な環境、要は一般生活で損得がない環境というのはあり得ない。こういう特殊な環境でやるディスカッションだったり、会議なので、これからなされる方に対しては、積極的に質問とか意見をした方がいいんじゃないかなと。

特に、私もそうだったんですけど、評議の間とかも周りの意見を聞いて、自分の意見を曲げることができる。普通の生活していたらあんまり、プライドの問題、立場の問題があって、曲げることってできないと思うんですけど、それがすんなりできたので、こういう機会に本当に積極的に携わってほしいというのが一つと、私は仕事、営業をやっているんで、仕事の都合をつけるのが大変だったので、きっちり都合をつけて臨んでくださいということです。以上です。

【司会者】 どうもありがとうございます。7番の方、いかがでしょうか。

【7番】 私個人なんですけれども、負担感という感覚はないです。国民の義務として、やるべきことはやらなきゃいけないので。

ただ、私が事件の公判に携わってスタートのときに、私の、多分こういうイメージでこういうことが起こるんだろうなという、それから約1週間ぐらいたった後に、自分の意見がどれだけ変わっているかというのを実感しました。

やっぱり人が人を裁く，人が人を評議するという難しさと，人間であるということをお前提として持っていたので，つくづく感じましたね。これくらい感じたことはないです。ですから，次の方々に，そういう部分で迷いとかがいろいろ出てくるけれども，起承転結できちっと，戻るということが，ぶれないということだろうというふうに私は思っています。

最後に，先ほどから何回か出ていますけれども，携わる事件の全体像が1枚の紙で図式化されたものが用意されると非常に分かりやすいんじゃないかなと思います。そんな感じです。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。8番の方，いかがですか。

【8番】 私は仕事をしていますが，フルタイムではないので，時間的な問題も別になく，家事に差し支えるような時間帯でも拘束というか，ここにいる時間がなかったもので，やはり負担感というのは全くなかったです。

守秘義務とかって書いてあって，そういうのはどうなのかなって思ったんですけど，意外に周りの方の反応が，聞きたいのに聞けないというか，それもいけない部分なのかなとは思いますが，法廷での証言とか，それは話してもいいことということは話せるのに，聞いてこない，突っ込んでこない，で，今思うとしゃべることはなかったかなと思います。だから，その負担感というのも別にありませんでした。

話合いの中で最終結論を出す，量刑を決めていく中で，裁くというよりも，その人が悪いことをしたので，担当事件が日本人の若い女性だったということもあるんですけど，やはり話し合った裁判員みんなの意見として，裁くというより，その人の後押し，これからの人生頑張れというようなことが最終的にみんなが出たような結論だったような話合いだった気がします。それを判決のときに裁判長ががんと行ってくださったので，気持ちがずっと楽になって，充実感みたいなものも私はありました。

なので，これからもし裁判員に登録されましたよ，呼ばれました，当たっ

ちゃいましたという方は、臆せずにひとつやってみる、貴重な経験になりますので、私も引き出しが一つできたかなというような経験をさせていただきましたので、ぜひ来たらやっていただきたいなと思います。

【司会者】 どうもありがとうございました。まだまだ言い足りないことがたくさんおありになるかと思えますけれども、予定した時刻がもう過ぎてしまっておりますので、今日のところはここでお開きにさせていただきたいと思えます。

皆さん、本当に貴重な御意見いただきました。どうもありがとうございました。これで終了させていただきます。

以 上